

(憲法を考える)立憲 v s . 非立憲:上 小選挙区制、 憲政の岐路

朝日新聞 2016 年 5 月 2 日

憲法学の樋口陽一東北大名誉教授は4月、東京都内での記者会見で言った。

「これほど卑しい政治を我々が選び出してきたことを、我々自身が恥じなければいけない」

熊本地震を受けて、非常時に政府の権限を強める緊急事態条項が、憲法に必要だと主張する改憲派を批判した発言だった。

いつからこんな政治になったのか。20年前に始まった衆院小選挙区比例代表並立制がひとつの岐路だった。1989年のベルリンの壁崩壊や91年の湾岸戦争への対応で冷戦後の日本の針路が問われた。自民党の金権体質が問われ、二大政党による政権交代可能な政治が求められた。そんな時代の分かれ目に、政治改革論議の結果として導入された制度だった。

あれから選挙も、国会論戦も劇的に変わった。

■党と党激突、数の力で重要法成立

小選挙区制で、選挙は政党同士の激突になった。同じ党から複数の候補者が立ち、「個性」も競い合う中選挙区制と違い、党の看板を背負っての決戦だ。勢い、敵か味方かをはっきりさせて、○か×かの選択を迫る展開が増えた。

同時に複数の当選者があつた中選挙区制に比べて、党公認の重みが増した。公認権を持つ党本部に異を唱えづらい体質が強まり、党首の権限が強大化する一方で、党内が単色化した。

選ばれ方の変化は、国会審議も対決型に変えた。足して2で割る合意形成型の決着が減り、法案の欠陥を指摘されても「数の力」で決着を図るようになった。

いまの自民・公明連立政権は、政権維持のための「数合わせ」でもあるので、数の力で決することへのためらいは希薄だ。

この傾向を決定的にしたのが、自公両党が自由党をはさんで連立した99年だ。憲法の理念にかかわる重要法を、3党で次々に成立させた。最大野党の民主党内で賛否が割れるテーマが多く、国の行く末を占う展開に緊張感がみなぎった。

安保外交面では、周辺事態法を含めた新ガイドライン関連法を通した。日米安保体制が日本や極東の安全を守る仕組みから、米国の世界戦略を支えるものへと変質した。この変質が16年後、集団的自衛権の行使容認へと結びつく。

内政面では、第1が通信傍受(盗聴)法。当時、小沢一郎自由党党首は「国家的な危機管理という考えが根底にあって成り立つ」と語っていた。その発想の先に特定秘密保護法(13年成立)がある。

第2は国旗・国歌法。政府は「学校現場への強制はしない」と繰り返したが、実態は違った。いまや「国費も投入されている」との理由で、文部科学相が国立大に国旗掲揚や国歌斉唱をさらりと促している。

第3は全国民に番号をつけた改正住民基本台帳法。マイナンバー制度導入への足場を固めた。

少しずつ、社会を管理する仕組みが築かれ、それを多くの人々が受容している。街頭の監視カメラの増え方が、プライバシー保護より街の安全を重視するようになった人々の意識の変化を映し出す。

■小泉劇場、首相権力強まる

○か×か。「数の力」の政治を最大限に演出したのが、小泉純一郎首相だ。05年の衆院選で、郵政民営化に反対する議員を「抵抗勢力」に見立てて、「刺客候補」をぶつけた。解散権を握る首相が、小選挙区制とともに導入された政党交付金を手に、公認権も差配すれば「鬼に金棒」。首相の権力を見せつけた。

小泉劇場に人々が熱狂したのはなぜか。二つの要因がある。一つは強いリーダー待望論。「党首の顔」で戦う小選挙区制には欠かせない。毎年のように代わった首相より、「自民党をぶっ壊す」と叫んだ小泉氏に期待が膨らんだ。

二つめは官邸の機能が強化されていたこと。90年代から、首相補佐官制度や予算編成の基本方針を決める経済財政諮問会議などを設けて、首相に権限を集めてきた。それを小泉首相は初めてフル活用した。

そしていま、安倍官邸は内閣人事局をつくって霞が関の人事を掌握し、民間企業の賃上げにも口を出す。

かつて菅直人首相（当時）は「議会制民主主義は期限を切った独裁を認めること」と言い、大阪市の橋下徹市長（同）も選挙を「ある種の白紙委任」と明言した。託された者の強引さが増してきている。

「権力は抑制的に使うべし」という穏健な保守思想が揺らいでいる。（論説委員・坪井ゆづる、藤原慎一）

■＜視点＞立憲主義、私たちの行動しだい

小選挙区制になってからの投票率は05年の郵政選挙の67・51%と、09年の民主党政権誕生の69・28%が高い。その後の12年は戦後最低の59・32%。自民党は、下野した09年より比例代表の得票を200万票減らしながら政権を奪回した。

09年と12年の落差が、小選挙区制導入の目的だった「政権選択」への期待感が冷めた実情を物語る。

14年衆院選での自民党の絶対得票率（棄権者も含む全有権者に占める割合）を見ると、小選挙区は24・49%、比例代表は16・99%だ。明確な支持は5人に1人ほどしかない。

それでも自民党はいま衆院の6割余を占める。一票の格差問題で最高裁から「違憲状態」と指摘され続ける国会で改憲が語られる不条理とともに、憲法を論じる舞台が民意を反映しきれていない現状に驚く。

権力の暴走にブレーキをかける立憲主義の精神に背く「非立憲」への流れが加速している。

「決められる政治」を求めたこの20年、権力に抑制を求める憲法は後景に追いやられた。私たち有権者の多くも、それを問題にはしなかった。そして今、政権は「憲法のくびき」を解こうとしている。

現行憲法の是非を論じる以前に、「立憲か非立憲か」が問われる事態に立ち至っていることに気づかされ、立ちすくむ。

立憲主義のもと、憲法が守る個人の尊厳、自由や権利は普遍的なものだ。多数決や時の権力者の都合では変えられない。そもそも憲法は権力を縛るものだ。

だが、権力者が立憲主義を打ち壊して「非立憲」にしても罰則はない。私たちが黙認すれば、そのまま行く。そのことに気づいたからこそ、人々は街頭に出て声を上げ始めた。立憲主義を守るのも、手放すのも、私たちの行動しだいだ。（藤原慎一）

（憲法を考える）立憲vs. 非立憲：中 グローバル企業、法と衝突

朝日新聞 2016年5月3日

■突然のリストラ、無効判決

かつて駐車場だった敷地は、縦横に走る白いフェンスで分断されていた。

滋賀県にあるJR琵琶湖線の野洲（やす）駅から徒歩2分ほど。東京ドーム五つ分の敷地に「京セラ」「オムロン」の工場群が広がる。

ひと昔前まで、ここは大型コンピューターを一貫生産する日本IBMの野洲事業所だった。米IBMは2000年代、製造業からサービス業にかじを切り、日本でのものづくりから撤退した。一時は約2千人の従業員がいた野洲も、複数の会社に切り売りされた。

国境を越え活動するグローバル企業は、拠点とする国を選ぶ時代になった。円高の定着で日本でのものづくりは、最先端の製品が中心となった。野洲からの撤退は、米IBMが中国など新興国向け市場を強化しようと、世界の運営体制を見直した時期と重なる。

「IBMの逃げ足は早かった」。同社との液晶の合弁会社を野洲などに置いていた東芝の

元幹部は、振り返る。「終身雇用を日本で捨てるとは思わなかった」。日本IBMはその後、大規模なリストラに踏み切る。

「明後日の金曜の夕方、面談したい」。東京本社で働いていた男性（60）に、所属長からメールが届いたのは、13年6月のことだ。すぐに「危ない」と感じた。金曜に解雇予告されるケースが多かったからだ。

男性は技術者として野洲事業所に入ったが、営業をサポートする部門に配置転換され、上司から「こんなこともわからないのか」と言われていた。金曜は面談に出ず退社すると、翌日には自宅に速達が届いた。「12日後に解雇する。ただし、自主退職するなら撤回する」「出社を禁じる」。理由には「業績が低い」とあった。

男性は同僚らと無効を求めて会社を提訴した。東京地裁は今年3月、「本人の適性にあった職種転換をしなかった」などと、男性ら5人の解雇無効を認める判決を出した。控訴審はこれからだ。約50人が会社の解雇予告を受けたとされるが、訴えたのは12人とどまる。

安倍政権では、解雇不当とされた働き手に対し、会社がお金を払えば退職させられる「金銭解決制度」の導入が検討されている。導入を要望している経済同友会の富山和彦・副代表幹事（56）は「金銭解決制度は欧州の主要国にあるし、米国でも認められている。日本の労働法制は独特で、ガラパゴス化している」と語る。

多国籍展開するグローバル企業にとって、国ごとに異なる法制度は障壁になりやすい。経済界からは「面倒な国なら海外に出ていけばいい」という声も聞こえてくる。企業から国が選ばれる時代となり、日本は労働法制を緩和し、法人税率を下げ、金融緩和による通貨安競争で、産業の競争力を高めようとしている。

そこには、国民の権利を守る立憲主義とは無縁の世界が広がる。個人の人權のよりどころは憲法しかない。だが経済合理性は、それをも飛び越えていく。

自民党の憲法改正草案前文には、こう記される。

「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」

安倍政権は「世界で一番企業が活動しやすい国」を掲げる。憲法改正もまた、その延長線上にあるようにみえる。

■原発は「公」？ 人權と折り合いは

経済同友会の「憲法問題調査会」が03年に出した意見書がある。

『自由』『権利』の名の下に、『公』の概念を否定的にとらえる風潮への懸念がある。人權を制限できる条件として現行憲法が掲げる「公共の福祉」の概念を明確にするため、「どのような条件で権利が制限されるのか明記する」と提案している。

自民党憲法改正草案も「公共の福祉」は意味が曖昧（あいまい）だとして、「公益及び公の秩序」に置き換えている。

経済界にとって、人權と折り合いをつける「公」とは何だったのだろう。

同友会の調査会委員長を務めた高坂節三・元伊藤忠商事常務（79）によると、70年代の石油危機で原油価格が高騰した教訓から、輸入に頼るエネルギー源を多様化する必要性が叫ばれていた。最も期待されたのが、原子力だった。

だが、原発立地への地元住民からの風当たりは厳しく、「どこの電力会社も地元対策で大変だった」と高坂氏は振り返る。「原発をつくろうとすると激しい反対運動が起きた。原発のエネルギーは日本の国を守るために必要だった。エネルギー政策は、いわば『公』でしょう」

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故から5年。原発の再稼働に対する司法判断は分かれる。

「なぜ一地裁の裁判官によって、国のエネルギー政策に支障をきたすことが起こるのか」。関西経済連合会の角和夫副会長（阪急電鉄会長）は今年3月の会見で、「憤りを超えて怒りを覚えます」と語った。

この直前、天津地裁は関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた。「三権分立」を忘れたかのような発言の真意をたずねるため、角氏に取材を申し込むと、文書で回答があった。「発言は三権分立に言及したものではないが、司法判断が分かれることによる社会への影響は大きい」

再稼働による電気料金の値下げで、阪急電鉄だけで年間5億円の鉄道事業のコスト減を見込んでいた。関西にはパナソニックやシャープ、中小企業の集積地がある。「関西全体ではかなり大きな影響になる」

2年前、関電大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた福井地裁の判決には、こうある。「多数の人の生存に関する権利と、電気代の高い低いの問題などを並べて論じること自体、法的には許されないことである」

公共の福祉には、国民の幸福や健康といった概念も含まれ、「社会全体の利益」と言い換えられることもある。守るべきは「公」だけではない。経済が優先されるあまり、憲法が保障する国民の権利は忘れ去られてはいないだろうか。

■最低賃金、先進国でも下位

「♪最低賃金 1500円 上げろ」。ラップ調のリズムに乗り、都留文科大2年の小林俊一郎さん（19）が、集まった約700人の聴衆に語りかける。

今年3月、学生や労働者でつくる「エキタス」の街頭宣伝が、東京・新宿のアルタ前であった。安倍政権が掲げる時給「1千円」を上回る最低賃金引き上げを求め、昨秋から都内でデモや街宣活動をしている。

「最低限度の生活を保障する憲法25条は守られていると思いますか」。生活困窮者を支援するNPO「もやい」の大西連理事長（29）も問いかけた。

25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

小林さんが格差の問題に関心をもったのは、中学3年のとき。リーマン・ショック後の米国で、失業問題に抗議する「ウォール街を占拠せよ」という運動が広がっている様子を、雑誌でみてからだ。

大学に入り、安保法制に反対する学生団体「SEALDs（シールズ）」などのデモに参加しながら、仲間たちとラテン語で「正義」を意味するエキタスをつくった。

日本の最低賃金は先進国でも最低水準だ。長引くデフレや円高による国際競争の激化、人件費の安い海外から安価な製品が流入し、企業が人件費を抑えたことが背景にある。日本では、企業側の支払い能力を優先して決められている、との指摘もある。

最低賃金が時給907円と最も高い東京でも、月収は約14万5千円。最低の沖縄や鳥取など4県の693円だと、月約11万1千円にしかない。大西さんは「フルタイムで一生懸命働いても、給料だけでは生活できない」と話す。

小泉政権による構造改革が進んだ約10年前は、「年収300万円時代」といわれた。派遣社員が増え、格差問題に光があたり始めたころだ。国税庁の調査によると、年収200万円以下の給与所得者は、14年には約1100万人に達した。安倍政権が掲げる時給1千円でも、年収200万円にはわずかに届かない。

エキタスの小林さんはいう。「時給1500円でも年収は約290万円に過ぎないが、生活は少し楽になる。経済成長して分配するのではなく、まずは分配しないと成長できない」

米国でも最低賃金引き上げを求めるデモが起こり、大統領選では民主党の候補者指名を争うサンダース上院議員が最低賃金15ドル（約1600円）を掲げる。グローバル化がもたらす格差に対抗する動きも、世界の潮流になりつつある。

リストラや格差は日常的な光景となり、私たちの意識の底に沈みがちだ。憲法にある「公共の福祉」「最低限度の生活」の意味を問い直す。当たり前の権利を取りもどすためにも、もう一度、そこから始めるしかない。

■＜視点＞憲法の力借り、政治動かす覚悟

経済のグローバル化は、それぞれの国を市場を通して結ぶが、国のかたちをつくる憲法は越えていく。

国境を行き交うお金や人を呼び込むには、同じルールで結ばれた市場が必要だ。魅力ある市場にしようと、国は他の国より有利なルールをつくらうとする。その過程で、国民の権利を守る立憲主義と時に衝突する。

日本より早く金融市場の開放などを進めた英国では1990年代、保守党政権下で最低賃金制度を廃止した。最賃制度という規制があると、企業の自由な競争を妨げるという考え方からだ。しかし、賃金の低下を招き、労働党政権によって復活している。

日本ではどうか。昨年改正された労働者派遣法はこれまで、国際競争にさらされる企業に都合のいいように変えられてきた。中国など低賃金の国に対抗するあまり、日常で格差を感じる水準にまで、賃金は低く据え置かれてきた。

一国の枠組みを決める憲法は、国境にとらわれない市場の前では「無力」なのだろうか？
行き過ぎたグローバル化から、国民を守るのは政治の役割だ。憲法にはすでに、働き手の権利や最低限度の生活を保障する規定がある。私たちが憲法の力を借り、政治を動かす覚悟を持ちたい。(編集委員・堀籠俊材)

(憲法を考える) 立憲 v s . 非立憲 : 下 中野晃一さん・内田樹さんに聞く

朝日新聞 2016 年 5 月 4 日

このシリーズでは、護憲 V S . 改憲でなく、立憲 V S . 非立憲という「レンズ」を用いて、日本の現在に目をこらしてみた。(上)では、小選挙区制導入後、数の力で「決められる政治」に突き進んでいく軌跡をたどり、(中)では、経済のグローバル化が、国民の権利を守る立憲主義と衝突する現状を点描した。そして今回、このログイン前の続きのような現状と問題意識について、2人の識者に語ってもらう。

■非立憲的な政治、世界に拡散 上智大教授・中野晃一さん

戦後の日本において、立憲主義という言葉は忘れられ、憲法論争はもっぱら、9条を中心に、護憲か改憲かで行われてきました。

ところが、グローバル化の進展とともに、強い指導者が求められ、選挙で選ばれた時の政府が何でも決めていいというような、非立憲的な政治手法が広まった。さらに、安倍政権のもと、改憲勢力が非立憲ないし「壊憲」勢力に変貌(へんぼう)したことで、立憲主義が再び見いだされました。

ただ、立憲主義の危機は日本だけではありません。そもそも近代的な立憲主義は、国を単位として、政治や経済の秩序をつくる中で出てきた考え方です。

それが冷戦後、経済や安全保障のあり方が、国という枠組みを越えてしまったため、憲法秩序が極めて成立しづらい状況になり、非立憲的な政治が世界中に広がっています。米国や西欧で対テロのために市民の人権が制約されるようになっているのもその一例です。

非立憲化と同時に、ナショナリズムなどの情念を喚起して人々を動員する政治も世界的潮流です。国の財政はどこも厳しい。もう、金をばらまいて国民をまとめられないなか、国としての一体感を保つために、情念を使った動員への依存が進んでいます。各国で極右政党が選挙に勝利しているのはそのためです。

日本でも、小泉純一郎首相が構造改革を唱え、新自由主義的な経済政策を進める一方で、靖国参拝にこだわった。安倍晋三首相もその流れの中にあります。

経済のグローバル化に対応するため、政治も、新自由主義的な企業モデルに変質していきます。少数意見や弱者への配慮、熟議を嫌い、トップダウンでの「決められる政治」をめざす。「私が最高責任者」という安倍首相の言い方はまさに、CEO(最高経営責任者)そのものです。

■小選挙区制、乏しい選択肢

有権者はさながら、選挙の時だけ呼んでもらえるお客様です。政策や実績を見て「商品」

を選び、評価は次の選挙で下してね、と。いい商品は売れる、悪い商品は淘汰（とうた）される。一見フェアですが、実際は、小選挙区制では「商品」の選択肢が少ない上に、死票が多い。マーケットがゆがんでいるのです。

小選挙区制は結局、A党かB党かを選ぶのではなく、政権党に○か×をつける戦いになる。×をつけられたくない政権党は、優れた政策で支持を広げる「正攻法」より、報道に圧力をかけたり、野党を分断したり、自分たちに有利なように民主主義の「土俵」を作りかえた方が手軽で早いと考えがちです。安倍首相がここまで非立憲的な振る舞いをしているのも、そういう理由だと思います。

小選挙区制導入には、二大政党が政権交代を繰り返すことでチェック・アンド・バランスをきかせるという発想がありましたが、民主党が壊れたら見事に何もなくなった。二大政党ありきで進んだ政治改革をもう一度見直し、多様な言論や政治的オプションを維持できる制度に変えていく必要があると思います。

（聞き手 論説委員・坪井ゆづる、藤原慎一）

＊

なかの・こういち 1970年生まれ。上智大国際教養学部教授。専門は比較政治学、日本政治、政治思想。著書に「右傾化する日本政治」。

■国家運営、ビジネスとは違う 神戸女学院大名誉教授・内田樹さん

グローバル企業の論理は、国民を主権者とする国家のあり方とは、基本的に相いれないものです。

国境を越えて活動しているので、それぞれの国の法律や言語、商習慣や判例が違うのは困る。雇用条件も労働者の規格も同じ、という均質化した社会が最も望ましいのです。

例えば日本企業の場合、自分たちは韓国や中国と戦っているというストーリーを組み立て、労働者を解雇しやすくしろ、労働者は低賃金でも我慢しなければならない、と要求している。そうした論理は、国民主権をむねとする立憲主義ともぶつかることになります。

自民党の改憲草案では、現行憲法で人権を制限する「公共の福祉」という言葉が削られ、「公益及び公の秩序」に置き換えられていることに注目すべきです。

「公共の福祉」という言葉は、「民の安寧」というラテン語からきています。安寧は、健康や安全、幸福、豊かさなど様々なものをさす。そのせいで「公共の福祉」では曖昧（あいまい）すぎるという議論もあります。

しかし、曖昧であるがゆえに、実際に個人の基本的人権を制限するには、情理をつくして説得し、多数の理解を得ないといけません。民主主義の訓練のために、あえて多義的な概念を最上位に置いていると考えるべきです。

これに対し、草案は「公益」や「公の秩序」により私権を制限できるようにするものです。企業が活動しやすい国をつくると言っているようです。経済成長を重視し、事実上の一党独裁で国の方針を決めるシンガポールのような国をめざしているのでしょうか。

■失政おかせば、責任は無限

国家の運営は、ビジネスとは全然違います。株式会社はつぶれたら、出資した人間が損

することが責任のすべてです。だが、国家は、外交や国防、食料、エネルギーなどの基本的な戦略で失政をおかせば、その責任は無限に続きます。

日本の場合、先の大戦に負けたことで、米軍がいまだに国内に軍事基地をもち、北方領土もロシアが占領している。ときのエネルギー事情によってつくられた原発で事故が起き、国土の一部が住めなくなってしまった。憲法改正もそうですが、首相が辞めれば済む問題ではないのです。

そもそも日本国憲法は、本質的なもろさを持っています。日本人が自分たちの手で獲得したのではなく、連合国軍総司令部（GHQ）の草案をもとにつくられたからです。憲法を制定した「日本国民」という主体が、当時は存在していなかった。実質的な意味を込めるには、努力し続けなければなりません。

日本は人口減少時代に入り、右肩上がりの成長は見込めない。成長よりもどうやってフェアに分配するかを考えないといけない。

「成長より分配」という議論が先進国を中心に出てきているのも、経済のグローバル化が格差を広げている実感があるからでしょう。憲法を守りたいと思うならば、行き過ぎたグローバル化には「待った」をかけるしかありません。

（聞き手 編集委員・堀籠俊材）

（憲法を考える）知らなかった立憲主義 田村理さん、高橋朝子さん

朝日新聞 2016年5月17日

立憲主義という言葉をよく見聞きするようになったのは、いつからだろう。「憲法は国家や権力を制約する」という普遍的な考え方だが、最近の改憲論議や安保法制に批判が向けられるまで、案外と日陰の存在だった。

先生、私たち、どこかで習いましたっけ。

■安倍政権で注目される皮肉 田村理さん（明治大学准教授ログイン前の続き）

朝日新聞と読売新聞に「立憲主義」という言葉がどれくらい登場したか、2014年までの20年間に対象に調べたことがあります。2003年までは、年に数件程度しか載っていませんでした。

立憲主義を一般の人たちはよく知らないし、考えたこともないと感じていましたが、それが証明されたなと思いました。日々政治を扱う新聞ですら、この言葉を使おうとしてこなかったのですから。

06年に第1次安倍晋三政権が誕生した頃に2桁になりますが、急増するのは13年、政権に返り咲いた安倍さんが96条の改憲要件を緩めようと提起したところから。「立憲主義に反する」と学者らが批判し、報道が一気に増えました。それで初めて知ったという人は多かったのではないのでしょうか。

皮肉にも、立憲主義という言葉が世の中に定着するうえで安倍さんの貢献は大きい。かなりむちゃなことを次々とやったおかげで、注目されるようになりました。

立憲主義が日本で強く意識されてこなかったのはなぜか。一つには、私たちより上の世代の憲法学者が憲法を語る際に、あまりにも当然で、わざわざ言うまでもないと考えたからでしょう。

一般の人びとにとっては「権力を縛る」と言われても具体的に何を指しているのかわかりにくい、実感しにくいということもあるでしょう。むしろ多くの人にとっては、国家や権力とは自分たちを守ってくれるもの、頼るべき存在、という意識が根強いと思います。

戦後、人びとが立憲主義的な観点を欠いたまま日本国憲法を受け入れてきたことは間違いありません。典型が1947年に当時の文部省が中学生用の教科書として発行した「あたらしい憲法のはなし」です。長年護憲のバイブルのように扱われてきましたが、立憲主義的な記述はほとんどありません。逆に「みなさんは、国民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守っていかなければなりません」とあります。

そうだそうだと思ったら、その時点で間違っています。憲法を守る義務があるのは政治家や公務員であり、一般の国民ではありません。この記述は、立憲主義とは相いれないものです。

近年、言葉として知られてきたとはいえ、中身が広く理解されたかという疑問です。

安倍政権の改憲路線を、護憲派の人たちが「立憲主義を守れ」と批判しています。確かに自民党の改憲草案は立憲主義的ではない。しかし立憲主義を護憲のシンボルにするべきではありません。なぜなら、護憲だろうと改憲だろうと、立場のいかんを問わず憲法の土俵に乗って、そこで戦うべきだというのが立憲主義だからです。

そのためには「公権力も憲法という決められたルールに従って行使されるべきだ」という合意が、もっと広がってほしい。「必要だから」といった理由で、条文はそのままそこからかけ離れた解釈を行ったりすることも、立場のいかんを問わず避けるべきです。

＊

立憲主義は、先進民主主義諸国ではほぼ共通の概念です。それなのに最近、主に改憲派と言われる人たちの間から「欧州で生まれたもので、日本には合わない」などという反発も強まってきました。

その感覚が私にはよくわかりません。欧州だってまだ「個人」などという概念が確立していなかった時代に、「個人」を作り出し、立憲主義を作り出してきました。なぜなら、それが人びとに必要なものだからです。同様の必要性が日本にもあるなら、世界のどこで生まれたものであれ、私たちにとって必要ははずです。

日本に立憲主義なんてもう必要ない、それぐらい公権力は立派で勝手なことはしないというのなら、それはそれでおめでたいことです。でも現状を見てみると、とてもそうはいかない。むしろ、ますます必要になっています。

◇

たむらおさむ 65年生まれ。専門はフランス憲法史、憲法学。立憲主義の重要性を訴えてきた。著書に「国家は僕らをまもらない」「憲法を使え！」など。

高校の「政治・経済」や「現代社会」の授業で日本国憲法の中身を教えることは必須です。しかし立憲主義を教えることは、特に意識している教員以外、これまであまりなかったと思います。

何より、教科書にほとんど出ていなかったから、ということが大きいでしょう。当然、準拠教材でも扱われないし、定期テストにも出せません。センター試験でも出題されないでしょう。

中には、「法の支配」や「フランス人権宣言」を説明する中で、あるいは大日本帝国憲法と日本国憲法の違いを話す際に、立憲主義に触れる先生もいるかもしれません。でも多くの教員にとっては、今の憲法の中身、つまり三大基本原理（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）や、個々の重要な条文について教えなければ、というのが第一にあると思います。

＊

もし日本の歴史の中で人びとが必死になって憲法を作った過去があったら、教えているのかもしれませんが。そのうえ、今の憲法は生徒たちにとってはもちろん、教員世代にとっても生まれた時から「ある」ものです。存在していることが当たり前すぎて、そもそも憲法とは何かとか、憲法があることの意味まで、なかなか思いが至らなかったのかもしれませんが。

私たちより上の世代の、安保闘争の世代の先生たちは「護憲」という人が多かったように思います。憲法を守ることが大事だと。それより下の世代は、「憲法を守る」というよりも「憲法のことを知る」ですね。私も生徒たちに憲法についてきちんと知らせたい。きちんと知らせて、それぞれで考えてみよう、という立場です。

私の場合、授業でこれまでも立憲主義を教えてきました。高校時代に教わった記憶はありませんが、大学の法学部に進み、そこで初めて知り、これは大事だと。

生徒たちには「憲法と法律はどう違うか、わかる？」と問うところから始めます。道路交通法などを例に「法律は私たちの生活がうまく進むためのルールで、国民を規制したりするね。では憲法で重要な主語は何かな」と考えさせると違いがわかる子が出てくる。さらに話し合いをさせると「ああ、そうか」と。答えは国民です。

国民がもっている様々な権利を確保するために、「憲法とは権力の濫用（らんよう）を防ぎ、コントロールするものだ」と立憲主義を説明すると、「へー」という顔をしています。わかる子はわかります。

知識にとどまり、本当の意味ではわかっていないかもしれません。でもいつか何かの時に思い出してくればプラスになるので、教えた方がいい。憲法を掲げている国である以上、大事にしなければならない考え方だと思います。

＊

この1、2年、教科書が大きく変わり、立憲主義がはっきりとした形で登場しました。例えば私がかかわった実教出版の教科書は、本文で「憲法に従って政治をおこなうべきとする考え方」と書き、さらにコラムを立てて「権力の制約」を詳しく説明しています。第一学習社の教科書は「憲法によって政治権力を規制し、その濫用を防止する」、東京書籍の教科書は「憲法は権力をしるためにある」などと説明しています。

18歳選挙権の導入もあって、憲法や政治参加について、教科書会社が記述を増やしました。この数年の社会の意識の変化も取り込んだ結果です。

大学入試では、早稲田大学の法学部が2013年に立憲主義に関する記述問題を出題しました。私も授業でこの問題を使って「立憲主義について自分で説明できないと解けないよ」と話しています。

教科書が変わった。入試にも出る。今後は学校現場で立憲主義を教える度合いは増えていくでしょう。現場の教員も勉強して、意識を変えていく時代だと思います。

(聞き手はいずれも編集委員・刀祢館正明)

(憲法を考える) 英文で読む日本国憲法 アメリカ文学研究者、翻訳家・柴田元幸さん

朝日新聞 2016年5月12日

日本国憲法には日本語の「正文」のほかに英文版がある。70年前の憲法公布の際に、日本政府が発表した。GHQ草案とは異なる。海外では日本の憲法というとこれが読まれてきた。昨年、翻訳家の柴田元幸さんが新たに「現代語訳」し、出版した。英文を素直に読んで見えてきたという憲法のメッセージとは。

——柴田さログイン前の続きさんは現代アメリカ文学の翻訳の第一人者であり、村上春樹さんとの親交の深さでも知られています。なぜ今、日本国憲法の、それも英文版からの現代語訳をしようと思ったのですか。

「もし英文版の文章がものすごく官僚的で、国民の権利なんか考えていないようだったら、やらなかったでしょうね。でも一昨年、英語雑誌の仕事で読んでみたら、そうではなかった。簡単に言えば、ちょっといい感じ、だった。新訳の形で出すことで、憲法の主体は僕らにある、自分たちで国を動かすんだという精神が見えるだろうと。だからやる気になったというのはあります」

「日本語の憲法の正文って『黒い』ですよ。画数が多い感じがする。新訳することで、あの黒々しい感じがもうちょっと抜けるかなとは思いましたね。英文版の方がわかりやすい。英語よりも日本語の方が、時代とともに変化している度合いが強いので」

——訳す際に心がけたことは。

「文学作品の翻訳でも、読者にこう見てほしい、こう読んでほしい、ということは考えません。英文を素直に読めばこう読めますというものを提示しようと。ただ、僕は憲法の専門家ではないので、憲法学者の木村草太さんに相談しながら現代語訳を進めました」

＊

——柴田訳を読んで、まず、前文の出だしで驚きました。正文の冒頭は「日本国民は、」ですが、柴田さんの訳は「私たち日本人びとは、」で始まります。どうしてこう訳したのですか。

「『私たち』としたのは単純に、英文にそう書いてあるからです。“We, the Japanese people,” とある。素直に訳せばWeは落とせないですね。だから訳す。問題はpeopleで、『国民』という訳はすぐには出てこない。しかも『国民』というと、その上に何か別の権力があるという響きがしてしまう、ような気がする。『人びと』

のほうがそれは薄いかなと。でも『国民』が全然駄目というわけではありません」

——英文版はどういう英語ですか。翻訳家として英文を読み、どういう印象を受けましたか。

「前文とか9条とか、明らかに普通の法律文書ではこういう言葉は使わないだろうなという、気合が入っている英語です。それは強く思いました」

——気合が入っている？

「言葉の選び方が一つ。9条の正文で、国際平和を『誠実に希求し』とありますが、英文版は“*Aspiring sincerely*”です。『心から何々を願って』という表現で、法律的な言葉ではないですね」

「戦争を『永久に放棄する』の英語は“*forever renounce war*”です。私も『永久に戦争を放棄する』と訳しましたが、*forever*は、心情的に、絶対に、という気持ちを感じさせる言葉です」

——そうなんですか。

「憲法とは、私たちはこういう人びとです、日本とはこういう国です、と海外に向けて見せる、アピールするものでもあると思います。ひどい戦争があった、二度と起こしてはならないという文脈のもとで書かれていることは間違いない。正文でも前文で『政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに』とある、この『再び』は、英文では*never again*と書かれています」

「この憲法全体に、『人びと』が隠れた主語として存在している。二度と戦争を起こさないと決意したのは、日本政府のエリートではなく、我々日本の人びとなんだという構図が、英文からもはっきりしています」

「12条で、憲法が保障する自由と権利を『人びとの不断努力によって守るんだ』ということを述べていますが、英文版は“*shall be maintained by the constant endeavor of the people*”です。人びとはこうしなければという精神を述べています。具体的に何かを定めるというよりは、人びとの気持ちを導くような言葉です」

——本の中で、前文と9条と97条は、英文の質がほかと明らかに違うと書いていますね。

「初めから英文版を読んできて、97条に来たら、突然ボルテージがバンとあがる感じがしました。“*fruits of the age-old struggle of man to be free*”とあります。僕はここを『長年にわたり人間が自由を求めて努力してきた果実である』と訳しました。こういう言葉が出てくると、一気に目が覚めるというか、『起きろ』と言われた感じがした。続けて“*for all time inviolate*”、これは正文では『永久』とありますが、僕は『未来永劫（えいごう）』としました。ここの英語は、気合が入っているというか、肩に力が入っている感じ。熱いです。ほかの条文とは違います」

——内閣の行政権を定めた65条で、正文は「行政権は、内閣に属する」ですが、柴田訳は「内閣には、法律に従い国政を執行する権限を与える」。「属する」と「与える」ではずいぶん違いますが。

「新訳とは、じゃんけんの後出しなので、違いを際立たせなければという意識があったのかもしれませんが。英文は“shall be vested in the Cabinet”です。最初から『属している』とは書いていないだろうと考えました」

——内閣に「権限を与える」存在が別にいる、つまり主権者が与えるのだということですか。

「そこまで計算して訳してはいませんが、そういう意図はありますね。僕はアメリカ文学ばかりやってきたので、政府に権限を与えるのは国民だというのが当然だと思っていて、あまり考えずにこういう訳が出てくるのでしょうか」

「人びとの上に誰かがいて、『あなたたちにこういう権利をやるからね』ではない。国会議員にせよ内閣にせよ、我々の代表者である、そういう意識が英文から感じられます」

＊

——翻訳していてあらためて気付いたことは。

「99条の憲法順守義務が守られていないとか、いろいろありますが……。アメリカの独立宣言がいい意味で生かされている、ことですね。だからこの憲法は押しつけた、ととられたら僕の本意ではないけれど」

「13条が幸福を追求する権利を定めています。生命、自由、幸福を追求する権利です。これはアメリカ独立宣言の中でも一番特徴的とされているところです。アメリカらしさが際立っているところがこの憲法に入っていることが、英文を見るとわかる。アメリカの理想が入り込んでいるのであれば、個人的にはいやではないです」

——日本語は読めないが、英語なら読めるという人が日本国憲法を知るのは、この英文版からです。どう読まれると思いますか。

「もし僕が日本国憲法について何も知らないでこの英文を読み、一言で形容しろといわれたら、選ぶ言葉は『アイデアリスティック』（理想的）です。この言葉は二面性があって、『そんな理想主義だ』と否定的に使われることもあるし、『理想的だ』と積極的、肯定的に使われることもある。個人的には後者を強調して言いたくなります。この憲法を読んでそう思う人は、海外でも多いでしょう」

——それにしても、ポール・オースターやリチャード・パワーズなど米文学の翻訳に取り組んできた柴田さんが憲法を新訳したのは意外でした。これまでは政治や社会の問題について発言すること自体、少なかったのでは。状況が変わったということですか。

「たしかにそうですね。かつて多様性が大事だとあれだけ言われていたのに、今は言われなくなったのに愕然（がくぜん）としていて。もっとまともな世の中だったら、やらなかったかもしれないですね」

（聞き手 編集委員・刀祢館正明）

◇

しばたもとゆき 1954年生まれ。東大特任教授。昨年、日英対訳の「現代語訳でよむ 日本の憲法」（アルク）を出した。

■国内より世界へ向けた宣言 ミラ・バースティーンさん（バージニア大学准教授）

研究のため、世界中の憲法を読んできましたが、ほぼすべての憲法は“*We the People*”といった表現で、「われら国民」や「われら人々」を制定の主語として使っています。憲法は国民と国家の間の社会契約なので、「われら人々」の名の下に宣言しないと、民主主義的な憲法を制定することが難しいからです。

モデルになっているのは、1787年に書かれ、「われら合衆国の国民は」で始まる米国憲法です。その7年前に書かれたマサチューセッツ州憲法にも「われらマサチューセッツの州民」という表現があり、このころから世界に広まったとも言えます。

憲法制定に当たっては「国民と国家の間の契約なのだから、そのときの国民の価値観を反映させるべきだ」という考え方と、「より普遍的な人権をうたうべきだ」という二つの考え方があります。日本の憲法は後者の典型例です。前文では日本の歴史よりも、「人類普遍の原理」に言及し、権利についての記述も1948年に国連で採択された世界人権宣言と似ています。戦後にできた各国の憲法の多くに共通するモデルと言えます。前文に「恒久の平和を念願」や「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と書かれている点からみても、国内向けの宣言というより、世界における日本の立場のあり方を理想主義的に打ち出しているタイプです。

ただ、「普遍的な価値観」を打ち出している憲法が、一方で国民の考えを反映していない、ということもよくあります。他国の例ですが、ストに反対する人が多い国でスト権を明記している場合があります。国家権力を制約し、少数者の権利を保護するのも憲法の大切な役割ですし、人権は普遍的な価値観なので、必ずしも問題とはいえません。ただ、こうした憲法と、「われら人々」の意識の相違が、緊張関係を生むのも事実で、単純な解決策はありません。

対照的に、国民の意識を色濃く反映した憲法の代表例は米国憲法です。武器所持の権利も保障していて極めて特徴的ですが、世界の潮流にはなっていません。憲法としての影響力も低下しています。しかし、米国人にとっては大切な価値観で、200年以上続いています。どちらがいいのかは、一概には言えません。

(聞き手・中井大助)



オランダ出身。ハーバード、オックスフォード両大学院で学び、憲法の比較研究などに参加してきた。

(憲法を考える) 1947年の祈り 国際基督教大学 学務副学長・森本あんりさん

朝日新聞 2016年5月5日

69回目の憲法記念日を迎えた今年。政治家は、いつに増して大きな声で改憲を語る。戦争に敗れた1947年の日本人が、新憲法に託した未来は2016年の今、ここにあるのか。憲法、アメリカ、そして改憲。神学者、キリスト者は今、何を語るのか。森本あんり国際基督教大学学務副学長に聞いた。

——先生の専門は神学ですね。キリスト者、神学者として憲法を巡る現状をどう考えていますか。

「憲法が制定された当時、1947年の日本では、キリスト教徒も仏教徒も無神論者も、みんなが祈っていました。何百万もの人が死んだのです。屍（しかばね）を前にして、できたのは、祈ることくらいだったろうと思います。広島、長崎に行って慰霊碑の前に立てば、信仰や宗派にかかわらず、だれもが頭（こうべ）を垂れる。それと同じ気持ちが、この憲法に込められていると思います」

「元最高裁判事的那須弘平氏は、日本国憲法を『祈りの書』と呼びました。『懺悔（ざんげ）と謝罪の書』とも言っています。憲法を読むと、『決意し』『念願し』『信ずる』『誓う』と、ふつうの法律文書にはない言葉が出てきます。『永久』『恒久』という言葉もありますが、それは明らかにこの世の政府や法律が保障できる範囲を越えています。言葉づかいからして『祈りの書』なのです」

——その憲法も来年の5月3日で施行70年になります。戦争の記憶も薄れる一方です。

「日本で、憲法は非常に大事にされてきました。いろいろと文句をつけられ、『改定したい』という人もいます。でも、改憲がどんなに大きなステップかをみんな分かっている。つまり、約70年の戦後を憲法とともに過ごしてきて、身についているのです。私はそれが一番貴重だと思います」

——しかし、改憲派は、憲法が敗戦後、占領下で制定されたことを問題視しています。

「憲法が尊重されるには、制定者の権威が必要です。憲法制定当時の権威とは何か。率直に言うと、米国中心の連合軍総司令部（GHQ）です。でも、日本人はその権威を受け入れました。それは、米国が自国の利益だけでなく、より普遍主義的な理念、つまり全世界の正義、自由、民主主義を掲げていたからです。だから権威があったのです」

「憲法と米国の理想と言えば、『人民の人民による人民のための政治』というリンカーン米大統領の『ゲティズバーグ演説』が思い浮かびます。あの演説、どこでなされたかご存じですか」

——どこでしょう。

「南北戦争の戦没者が眠る墓地の前です。米国の戦争で、60万人という最大の死者を出したのが南北戦争です。その戦場だったゲティズバーグを国有墓地にする献納式で、リンカーンは戦没者に新しい民主主義を誓ったのです。実は、この演説の要素は日本の憲法にも入っています。前文の『その権威は国民に由来し』は『人民の』、『その権力は国民の代表者がこれを行使し』は『人民による』、『その福利は国民がこれを享受する』は『人民のための』です。戦争の惨禍を経験し、戦没者に対して新しい民主主義を誓う、という点は日本国憲法とゲティズバーグ演説に共通しています」

——米国でも議会などで「unconstitutional」（違憲）という言葉が飛び交う、と聞きます。「違憲」が重い意味を持つ国なのですね。

「米国の憲法は国内でも尊重されていますが、日本を含む多くの国に影響を与えました。でも大切なのは、米国で憲法ができる以前です。独立までの150年間、いわゆる植民地時代の人々は、自分たちで基本法をつくり、それに合わせて自治社会を建設していました。だから最初の13州は、独立と同時にそれぞれが州の憲法を制定したのです。英語で憲法を意味する『constitution』には『構成』とか『組み立て』といった意味もある。それで自分たちの社会を組み立てていくという経験をずっと積み重ねてきた。そういう『身体感覚』があったから憲法が尊重されているのです」

「ただ、そんな国はあまり多くありません。憲法はイラクやアフガニスタンにもありま

す。でも、多くの国では洩（はな）もひっかけられません。フランスの憲法は、最初の100年間に十数回も書き換えられました。憲法ができる直前まで、『朕（ちん）は法なり』で王様が法律だった国ですから、革命と同時に憲法をつくっても身体感覚が伴わなかったんだと思います」

＊

——日本で、憲法を変えようという声が、いまこの時代に大きくなったのはなぜでしょう。

「終戦直後に人々の目前にあった屍のリアリティーがなくなったからじゃないでしょうか。改憲を唱える安倍晋三首相は戦後生まれです。何百万人という犠牲を前にして世界に誓ったリアリティーを感じられなくなった世代が、政治の中枢にいるという状況です」

「実は、日本に限らず、保守のど真ん中を担っていく王道が、憎たらしいけれどデンとしっかり構えている、という時代ではなくなった、と感じています。米国も今の大統領選をご覧の通りです。民主党では型破りな社会主義者サンダース氏（上院議員）が人気を集め、共和党もトランプ氏のようなとんでもない人が指名獲得を確実にしている。党の主流を担う人がいない。私の言葉で言うと『正統』（オーソドクシー）が陰っているんです」

「本来なら、まず正統があって、その正統に対するアンチテーゼとして『異端』があるものです。なのに、正統がみな腰砕けだから、あちこち異端だらけになってしまった。群雄割拠で『異端』とすら言えないほどでしょう。そういう状態が、日本でも米国でも起こっています」

——何が「正統」か、だれが決めるんですか。

「だれも決めません。『正統』は、本来的にはみんなが当然の前提としているもので、ふだんは意識されません。だけどもあるとき、自分たちが信じてきたものは何か、依拠してきたものは何かと考える時代が来る。で、いったんそうなると、『正統』はかつてのような信頼感を失ってしまう。『それでもやっぱり俺は正統なんだ』って言い募る者が出てきて、当然の前提であるはずの『正統』を、議論で証明せざるを得なくなる。それがいまの憲法を巡る議論の根本にあると思います」

「憲法を巡っては、これまでも9条の問題などいろいろありましたが、憲法が大切だという認識そのものはだれも疑ってこなかった。いまも権威はありますが、改憲の動きが強まり、『これがやっぱり正統なんだ』と、一生懸命に言わなきゃいけなくなっています」

＊

——東アジア情勢が不安定で、テロの脅威もある。世界経済の先行きも読めない。もはや70年前の理想主義では立ちゆかない、という意見もあります。

「米国の独立宣言にも『ALL MEN ARE CREATED EQUAL』（すべての人は平等につくられた）とありますが、独立宣言を起草したトマス・ジェファークソンは奴隷所有者で、奴隷の女性に子どもまで産ませています。言っていることとやっていることが全然違うんです。でも、彼が残した『平等』という言葉があったから、100年後の奴隷制度廃止が実現し、女性の権利も認められてきた。そして公民権運動も進んだのです」

——理想は分かりますが、現実に対応するのが政治です。

「理想は、絵に描いた餅じゃありません。すぐには実現しませんし、現実と違うって非難もされる。だけど、やがてそれが歴史を動かす力にもなる。だから、いま現実がこうだから、どこかへすっ飛ばしてしまえばいいじゃないか、というふうには私には思えない。理想を掲げておく理由は、あると思います」

——でも改憲に意欲的な安倍政権は一定の支持をされています。

「選挙の際の公約はパッケージとして示されるので、個別にどの政策が支持されているかは分かりません。近現代の政治は手続き的な正統性にすごく偏っています。選挙で数さえ集まれば、何でもやれる。デュープロセス（法による適正手続き）を踏んで票数だけ集めれば、手続き的には正統だ、という主張です」

——それが民主主義でしょう。

「いや、私はそうは思わない。手続き的に正統でも、事実に正統とは言えないことはあります。人権の問題はその典型で、多数決では決められません」

「カトリック教会には『カノン法』という近代法の淵源（えんげん）になった長い法伝統があって、知恵のある言葉がいっぱい詰まっています。そのひとつが『イリキタ セッド ヴァリダ』。ラテン語で『合法的ではないけれども妥当』といった意味です。いまの憲法には内容的な正統性がある。手続き的な正統性でそれをひっくり返しても、権威は備わりません。手続き上はたとえ合法だとしても、です」

（聞き手・望月洋嗣）

＊

もりもとあんり 1956年生まれ。専門は組織神学。米プリンストン神学大学で客員教授を務めた。著書に「反知性主義 アメリカが生んだ『熱病』の正体」。

（憲法を考える）9条、立憲主義のピース 寄稿、憲法学者・石川健治

朝日新聞 2016年5月3日

1916年元旦、大阪朝日新聞の第1面に掲載されたのが、戦前を代表する憲法学者・佐々木惣一の論説「立憲非立憲」であった。同論文は、1回の休載を挟み、18回連続で1面に掲載された。同じ頃、彼の親友・吉野作造は、「民本主義」を提起した記念碑的論文を発表している（「中央公論」16年1月号）。それから1世紀ログイン前の続きの記念すべき年の晩秋に、私たちは日本国憲法公布70周年を迎えることになる。にもかかわらず、立憲主義の定着を祝うべきこのときに、〈立憲・対・非立憲〉が再び対立軸となっているのである。

改憲を唱える人たちは、憲法を軽視するスタイルが身についている。加えて、本来までもだったはずの論者からも、いかにも「軽い」改憲発言が繰り返される傾向も目立つ。実際には全く論点にもなっていない、9条削除論を提唱してかきまわしてみたりするのは、その一例である。日本で憲法論の空間を生きるのは、もっと容易ならぬことだったはずである。

ここでは、逆に「重さ」を感じさせる一例として、77年に出了された一つの最高裁判決をひもといてみたい。当時の長官は藤林益三。元々彼は、佐藤栄作内閣が最高裁を保守化

させようと躍起になっていた時期、切り札として送り込まれた企業法務専門の弁護士だ。実際、リベラルな判決が相次いでいた公務員の労働基本権の判例の流れを「反動」化させるのに大きな勲功をあげた。その彼が定年退官直前に担当したのが津地鎮祭事件であった。津市が体育館の起工にあたり地鎮祭費用として公金から8千円弱の支出をし、憲法の政教分離原則に違反するとして争われた事件で、最高裁の多数派は「合憲」の結論になった。

しかし、この事件を「法律家人生をかけてとりくんだ」とのちに振り返る藤林は、裁判長ながら「違憲」の反対意見に回る。しかも、「違憲」派5人の共通の反対意見に加えて、さらに1人で追加反対意見を書いた。藤林が明記して断っているように、追加反対意見の前半は、内村鑑三が創始した無教会主義のキリスト者・矢内原忠雄の文章を、ほぼ一字一句「写経」することで成立している。

矢内原は、戦前、東京帝大における「植民政策」の講座担当者として、日本の植民地主義に加担するという葛藤を抱えながら、雑誌などでの政府批判を理由に、37年には辞職に追い込まれた反骨の人である（矢内原事件）。藤林が引用したのは、矢内原が戦後に書いた「近代日本における宗教と民主主義」。言論弾圧に直面して日本社会と丸腰で向き合った経験をもつからこそ、迫力ある文章だ。



矢内原は、戦後における「公」の再編過程を振り返る。第1段階は、終戦後も治安維持法によって投獄されたままだった哲学者・三木清の獄死という悲劇をきっかけに、連合国軍総司令部（GHQ）が45年10月に出した「自由の指令」だ。これにより、「私」の領域における思想の自由と、一般私人の政権批判の自由を回復した。

35年の天皇機関説事件以前は、神道式の儀礼と皇室の祭祀（さいし）によって演出された「公」と、「私」の領域における思想・信仰とは、どうにかこうにか切り分けられていた。それを支えていたのが、佐々木や美濃部達吉ら立憲主義学派の憲法学であった。とりわけ、国家を法学的に叙述する文法を堅持した美濃部の天皇機関説の冷静さが、公私の境界線の論理的な支えになっていた。

ところが、「事件」によって立憲主義憲法学が葬り去られ、機関説支持だった政府は、2度にわたる国体明徴声明を余儀なくされた。境界線は決壊し、「国体の本義」が「私」の世界にとめどなく侵入した。この境界線を「自由の指令」は回復したのであった。その延長線上に、集会・結社・言論・出版その他一切の表現の自由を保障する、現憲法21条はある。

第2段階は、GHQが12月に出した「神道指令」であり、信教の自由を保障するとともに、国家神道を政治社会から切り離した。そして、矢継ぎ早の第3段階は、翌46年元旦に出された、天皇のいわゆる人間宣言である。それぞれ、現憲法20条、89条の政教分離原則と第1章の象徴天皇制に引き継がれた。矢内原は、日本の政治社会を、かつて「国体」色に染め上げるために活用された演出装置が、二つとも外された点に注意を喚起する。これらによって、ただ単に「公」と「私」の境界線が確保されたのみならず、「公」それ自体の無色透明化が図られた。これで、立憲主義が想定する政治社会は、ひとまず完成である。



藤林長官は、ここで引用を止める。しかし、読ませたかったのはその先であろう。そのためにこそ、出典を明示しつつ、あえて他人の文章を「写経」する、という異例の手段を採ったに相違ない。引用されなかった部分。そこに書かれていたのは、矢内原にとって宿命的な論点だった、植民地主義と軍国主義の論点である。彼の理解によれば、自由の指令

も神道指令も人間宣言も、植民地主義と軍国主義の過去を清算するためのプロセスであったのであり、これにとどめを刺したのが憲法9条であることは、いうまでもない。

ここから明らかになるのは、9条がまず何よりも、長らく軍国主義に浸（つ）かってきた日本の政治社会を、いったん徹底的に非軍事化するための規定である、という消息である。それにより、「公共」の改造実験はひとまず完成し、この「公」と「私」の枠組みに支えられる形で、日本の立憲主義ははじめて安定軌道にのることができた。結果オーライであるにせよ、70年間の日本戦後史は、サクセスストーリーだったといってよい。

しかし、こうした段階を踏むことで、かつて軍国主義を演出した何系統かの言説が公共空間から排除され、出入り禁止の扱いになった。もちろん憲法尊重擁護義務は「公共」「公職」にのみ向けられており、国民には強制されていない。それらの言説は、私の世界においては完全な自由を享受できる。けれども「戦後改革」から日本国憲法に受け継がれた諸条文がいわば「結界」として作用して、立憲主義にとって危険だとみなされる一連の言説を、私の領域に封じ込め続けているのは事実だ。

その意味で、封じ込められた側からいえば、日本国憲法が敵視と憎悪の対象になるのは、自然であるといえる。きわめて乱暴にしていしまえば、日本国憲法という一個の戦後的なプロジェクトには、少なくとも政治社会から軍国主義の毒気が抜けるまで、そうした「結界」を維持することで立憲主義を定着させる、という内容が含まれているのである。



ところが、私の領域に封じ込まれていたはずの一連の言説が、ネット空間という新しい媒体を通じて、公の世界に還流し始めた。それに初めてふれて新鮮な印象を抱く人が、比較的若い世代に増えてきたようである。これを原動力にして、この際「結界」を壊してしまおうと考えている勢力もある。戦後、対外的危機は、実は一度ならずあったはずなのであるが、最近の北東アジアにおける安全保障環境の変化を前面に押し出して、「新鮮」な危機感に訴える傾向も顕著である。

こういう流れのなかで9条を動かすのは、危険きわまりないといわなくてはならない。日本の立憲主義を支える結界において、憲法9条が重要なピースをなしてきた、という事実を見逃すべきではないのである。もちろん、9条は、どんな国でも立憲主義のための標準装備である、という性質のものではない。しかし、こと戦後日本のそれに関する限り、文字通り抜き差しならないピースをなしているのであり、このピースを外すことで、立憲主義を支える構造物がガラガラと崩壊しないかどうかを、考えることが大切である。

それにしては、あまりにも無造作な9条論が、目立つ。9条は、とかく安全保障の局面だけで手軽に語られるが、決してそれだけの条文ではない。ただ、その一方で、世論調査による限り、9条改正は危険ではないかという直観が、おそらくは皮膚感覚のレベルで広がりつつあるのも事実である。すでに述べたように、この直観には根拠がある。私たちが生命・自由・幸福を追求する枠組み全体を支える9条をもっと慎重に扱うことが、国家の安全保障を論ずる前提条件になっている。

ただし、ここには、一つの問題がある。新しい結界のもとで再編された「公共」は、立憲主義が想定する「無色透明」なそれであるが、そうした「公共」に対して、国民の情熱や献身を調達することは難しい。ありていにいえば、そうした無色透明なものに対して命は懸けられないのである。この点は立憲主義の、それ自体としてのアピール力の弱さを示している。

この点、矢内原は、政教分離原則は「国家の宗教に対する冷淡の標識」ではなく「宗教尊重の結果」であることを強調し、むしろ「国家は宗教による精神的、観念的な基礎を持

たなければ維持できない」ことを強調した。当然ながら、最もふさわしいのはキリスト教、というのが矢内原の立場だ。近代立憲主義国家は、実はキリスト教による精神的基礎なしには成り立たないという。実は藤林も無教会主義の敬虔（けいけん）な信者であった。

欧米の憲法史にそっていえば、矢内原らの見方は、かなりあたっている。しかし、少なくとも理論上は、「公共」はあらゆる世界観に対して中立的でなくてはならない。この点において、他のリベラル派判事4人は、藤林と袂（たもと）を分かつことになった。彼らにとって、公共をキリスト教の信仰で色づけることには、賛成できなかった。

こうした文脈で注意されるのが、第1次安倍政権の教育基本法改正による「愛国心」教育の強調である。国を愛するというのは自然な感情であり、否定のしようがない。しかし、それを国家が強要するのはまた別の話であって、ある特定の価値によって、しかも命を懸けるに値する公を染め上げようというのであれば、それは日本の立憲主義にとって致命傷になる。現代版「立憲非立憲」の戦線は、ここにもあるのである。

＊

いしかわけんじ 1962年生まれ。東大教授。編著に「学問／政治／憲法 連環と緊張」など。「立憲デモクラシーの会」呼びかけ人の1人。

（憲法を考える）緊急事態条項の本質 礒崎陽輔さん ×木村草太さん

朝日新聞 2016年4月29日 05時00分

大災害やテロなど、非常時における政府の権限を定める「緊急事態条項」を憲法に盛り込むべきかどうか、改憲論議の焦点として浮上している。憲法改正草案にこの条項を盛り込んでいる自民党の憲法改正推進本部副本部長で参議院議員の礒崎陽輔氏と、憲法学者で首都大学東京教授の木村草太氏が徹底討論した。

——自民ログイン前の続き党が作った憲法改正草案98条1項には、「外部からの武力攻撃」「内乱等」といった緊急事態の類型が三つ示されています。自民党では最近、これら緊急事態全般から、特に大災害時の国会議員の任期延長問題を切り離し、ここに絞って憲法改正の入り口にしようという動きがあるようです。「衆院解散時に大震災が起きれば、多数の国会議員の選出が不可能になる」などという主張ですが、どう考えますか。

礒崎 最初に前提条件を申し上げたいのですが、自民党の憲法改正草案はあくまで「自民党としての目標」を示したものです。その中で具体的にどの部分を憲法改正手続きにのせるかということを、自民党として決めたことはありません。

その上で、国会議員の任期についてですが、2011年3月11日の東日本大震災の時は国会議員の選挙はたまたまありませんでしたが、地方選挙はたくさんありました。あの時、3月とか4月に国会議員の選挙があったら大変なことになっていたわけです。

地方公共団体の選挙は法律で決まっていますから、法律の例外事項は法律で規定できますが、国会議員の任期は憲法で決まっていますから、その例外はやはり憲法に規定しなければなりません。

木村 自民党が提案される趣旨はわからないではないのですが、具体的な条文の作り方については、このままでは問題がありすぎてかなり難しいと思います。

改正草案の99条4項には「法律の定めるところにより（略）両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる」とあります。これは、具体的にどのように任期を延長するかについては、緊急事態が起きる前に作る法律であらかじめ調整しておく、という趣旨の規定なのですか。

礒崎 議員の任期を具体的にどれぐらい延長するかといった細かなことは、緊急事態になってから考えるという想定です。

木村 しかし、個別の事態に応じて任期を3日延ばせばいいだけの時もあれば、半年延長しなければならない場合もあります。

また、議員の任期を延ばす場合に「議員が居座ってしまう」というような事態も想定されます。要は、権力を委ねたままにしておくような事態が起こらないような「歯止め」がどうしても必要だと思うのですが、これについてはどういう制度をお考えですか。

礒崎 憲法改正と同時に緊急事態対処法のようなものを作って、その中で一定の歯止めをかけていく方法もあるでしょうし、「法律ではだめだ」というのであれば、憲法の中に歯止めを書き込むという方法もあるでしょう。

木村 法律に全部丸投げするのは危険で憲法上の歯止めが必要だと思います。例えば裁判所がコントロールするというやり方もあってしかるべきだと思います。

——現行の災害対策基本法や国民保護法などの法制ではなぜ不十分だと考えるのですか。

礒崎 国民保護法は有事の時しか適用できないのです。国民保護法を作った当時は、現行憲法の下で有事の際に国民に指示をするのは無理だろうと判断して「国民の協力」とにとどめましたが、その後東日本大震災を経験したこともあり、対処の円滑化を図るため、国などの指示に対する国民の順守義務を草案に規定しました。

木村 国民への指示については罰則等の強制力を伴うイメージをお持ちなのでしょうか。

礒崎 現行法は従う義務がなく強制力のない「協力」ととどまっているので、罰則を設けるというのではなく、従う義務のある「指示」に引き上げるというのがポイントです。

木村 指示をすることで国民の自由権が制約されるわけですね？ 現行法制のまま「指示」を入れようとすると、憲法18条の「何人も（略）意に反する苦役に服させられない」の「苦役」にあたると思います。「労働強制」のようなものについてはこの憲法18条で絶対的に禁止されているので、それを解除するのが99条3項の意図だということですか。

礒崎 法制的にはそういうことかもしれませんが、国民保護法にある国民の協力は、避難の誘導や救援の援助のようなものであり、労働強制という性格のものではありません。

木村 99条3項の条項をこのまま作ったら人権制限に歯止めがきかなくなる、ということは指摘しておきたいと思います。

礒崎 ご指摘を受け止めたいと思います。

木村 この緊急事態条項に限らず、ほかの条項でもそうなのですが、自民党の草案にはそうした歯止めの問題意識が非常に弱いというか、非常に不注意な感じがします。こうした、歯止めをかけようという問題意識は草案を作る時にあまりなかったのですか。

礒崎 もちろんなかったわけではなく、私たちとしては、緊急事態において集会を禁止

できるようなものもある他国の憲法と比べて、人権に配慮したはるかに抑制的な規定としたつもりです。

——東日本大震災で被災者を支援してきた弁護士たちは「国ではなく、被災者に一番近い市町村に主導的な権限を与えることこそが必要だ」と訴えています。

礒崎 いろいろご意見はあるとは思いますが、現実の憲法改正手続きが始まれば、もう少し条文を具体化し、なぜこういう条文が必要かを示したいと思います。

——大災害以外の、恐慌やハイパーインフレといった経済的な事案に対してもこの緊急事態条項は適用されるのでしょうか。

礒崎 経済だけの事案というのは、緊急事態条項の射程の範囲には入りません。

木村 98条に「社会秩序の混乱」という文言が入っているから様々な疑念を生むのです。

——国家緊急権は、権力者の暴走を防ぐために権力者の手足を縛っている憲法の秩序を一時的にせよ停止するという考え方です。それを憲法に盛り込むのは立憲主義の根幹にかかわるがゆえに慎重な議論が必要だとは考えませんか。

礒崎 国家緊急権は、多くの国の憲法にすでにあるものです。なぜかという、緊急事態においては国民の生命、身体、財産が危険にさらされるからであり、それらを守ることが国家としての最大の責務になるからです。

——木村さんはWEBRONZAに寄稿された論考で改正草案を批判していますが（「緊急事態条項の実態は『内閣独裁権条項』である」、<http://t.asahi.com/j6qb> 別ウインドウで開きます）、どうお考えですか。

木村 例えばアメリカの場合は、大統領が国会召集権を持っていないので、緊急時には連邦議会を召集できるとなっていますが、これは日本では緊急でなくてもできる話です。ドイツの場合はそもそも連邦制なので、一時的に連邦議会の方に権限を集めなければいけないことがあるために緊急事態条項があるといった具合で、一概に外国と比較することはできないと思います。

——緊急事態条項では、まずは大災害時の議員任期延長に特化して憲法改正に臨み、後から緊急事態全般に広げる改正をするのではとの臆測も呼んでいます。またこの条項を新設するなら、裁判所等による監視の仕組みを同時に導入しなければ、「緊急事態への対応」に名を借りた内閣独裁への道を開くのではとの批判も出ています。憲法改正に着手するするのであれば、この条項を入りにせず、9条改正を正面に掲げるべきだとの批判にはどう答えますか。

礒崎 緊急事態には期間の定めがあり、独裁にはなりません。9条改正についてそういうご意見があることは承知しています。しかし、安保法制が成立して9条改正が終わったというわけではありません。憲法には自衛隊についてシビリアンコントロール（文民統制）の規定がないので、名称の如何（いかん）は別にして、自衛隊を憲法上にきちんと位置づけ、シビリアンコントロールの規定を設けることは、むしろ平和主義に資するものです。9条改正で残された課題の焦点は、そこにあると考えています。

（司会は松本一弥・WEBRONZA編集長）

いそぎきょうすけ 参議院議員、自民党憲法改正推進本部副本部長 1957年生まれ。旧自治省に入省し、総務省大臣官房参事官を経て退職。自民党の憲法改正草案作りに関わってきた。前首相補佐官。

＊

きむらそうた 首都大学東京教授 1980年生まれ。東京大学法学部助手を経て現職。主な著書に「憲法の急所」「憲法の創造力」「集团的自衛権はなぜ違憲なのか」。

◆自民党の日本国憲法改正草案◆

第九章 緊急事態（一部抜粋）

98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより（略）両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。